

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、香川用木土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	東山 光徳	香川県坂出市高屋町1042番地1	令和2年5月18日